

令和4年10月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和4年10月21日（金） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和4年10月21日（金） 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田恭子	2番議員	清水健一
3番議員	佐藤明孝	4番議員	平川勇
5番議員	川岸和花子	6番議員	岡戸章夫
7番議員	加藤久幸	8番議員	中根信一郎
9番議員	吉筋恵治	10番議員	中根幸男
11番議員	西田彰	12番議員	亀澤進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松成弘
防災課長	小澤幸廣	企画財政課長	佐藤嘉彦
税務課長	鳥居孝文	住民生活課長	鈴木知寿

福祉課長	平田 章浩	産業課長	長野 了
建設課長	中村 安宏	定住推進課長	森下 友幸
上下水道課長	岡本 教夫	学校教育課長	塩澤 由記弥
社会教育課長	松浦 博		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

議案第67号 専決処分の報告承認を求めるについて
議案第68号 専決処分の報告承認を求めるについて
議案第69号 専決処分の報告承認を求めるについて
議案第70号 専決処分の報告承認を求めるについて
議案第71号 専決処分の報告承認を求めるについて
議案第72号 令和4年度森町一般会計補正予算（第9号）
議案第73号 令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第74号 物品売買変更契約の締結について

<議事の経過>

議長 (中根 幸男 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
ただ今から、令和4年10月森町議会臨時会を開会します。
発言の際には、マスクを着用したまま発言してください。
また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押
すようにお願いします。
これから、本日の会議を開きます。
ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

新型コロナウイルス対策のため、本臨時会は、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めるにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めるにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、11番西田彰君及び12番亀澤進君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第67号「専決処分の報告承認を求めるについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第67号「専

決処分の報告承認を求めるについて」提案理由の説明を申し上げます。

議長　（中根幸男君）町長に申し上げます。できるだけゆっくりで朗読していただくようにお願いします。

町長　（太田康雄君）分かりました。

これまで、町内で発生した火災や風水害等の災害により被害を受けた世帯に対しましては、平成25年に制定した「森町災害見舞金に関する条例」に基づき災害見舞金を支給してきたところでございます。

しかしながら、現行の規定では、災害救助法等の適用を受けた場合には、災害見舞金を支給しないこととなっております。

今般、令和4年台風第15号による災害で森町が災害救助法の適用を受けましたが、被災された方に災害見舞金を支給するべきと考え、森町災害見舞金に関する条例の一部改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年9月28日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものであります。

今回の改正は、災害救助法等の適用を受けた場合でも災害見舞金を支給できるよう改正するとともに、迅速かつ的確に災害見舞金を支給できるよう、災害見舞金の対象となる住家や対象者を明確化するものであります。

なお、施行につきましては、公布の日から施行し、令和4年度の災害から適用するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長　（中根幸男君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員　（西田彰君）この条例改正は、非常に今回の災害に対しては手厚く援助していくということで、非常にいいことだと思

います。

 一点質問します。

議長 (中根 幸男 君) 西田議員に申し上げます。

 着座のままでよろしいです。

11番議員 (西田 彰 君) 改正案の中の（3）ですけども、この中に「生活の本拠が町内にあり、かつ、森町の住民基本台帳に記録されていた者に限る。」と。この記録されていた者というところの説明と、その記録がどれぐらい10年に遡るものか、20年に遡るのか、その辺をお答え願います。

議長 (中根 幸男 君) 平田福祉課長。

福祉課長 (平田 章浩 君) 福祉課長です。西田議員の質問にお答えします。

 「住民基本台帳に記録されていた者に限る。」の記録というところでございますけども、被災したときに記録をされていた者ということでございます。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はございませんか。

 (発言する者なし)

議長 (中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

 これから討論を行います。

 討論はありませんか。

 (発言する者なし)

議長 (中根 幸男 君) 「討論なし」と認めます。

 これから議案第67号を採決します。

 本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

 (起立全員)

議長 (中根 幸男 君) 起立全員です。

 したがって、議案第67号は、原案のとおり承認されました。

 日程第4、議案第68号「専決処分の報告承認を求ることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根 幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田 康雄 君) ただ今上程されました、議案第68号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度森町一般会計補正予算（第7号）の専決処分でございますが、台風15号に伴い、9月23日夜から24日未明にかけて発生した線状降水帯による記録的豪雨により被災しました公共施設等の応急復旧及び復旧に早期の着手をするため、また、災害救助法の適用に伴う関係経費の計上に急を要したことから、令和4年9月28日に専決処分を行ったものであります。

お手元にお配りしました参考資料にありますように9月23日の豪雨は、連続雨量が太田川ダム管理所観測点での数値で384ミリメートル、時間最大雨量については、三倉観測所での数値で22時から23時に80.5ミリメートルを観測しているように、七夕豪雨以来の猛烈な豪雨となりました。

さて、本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ267,682千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,018,057千円とするものであります。

6ページ、第2表、地方債補正につきましては、被災した農林水産業施設の災害復旧工事に係る測量設計業務委託料の財源として、「農林水産業施設災害復旧事業」を追加し、限度額を定めるものと、被災した公共土木施設の災害復旧工事に係る測量設計業務委託及び応急復旧工事の財源として、「公共土木施設災害復旧事業」の限度額を増額変更するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

事項別明細書7・8ページ、3款1項1目、社会福祉総務費2,

500千円につきましては、被災された世帯への災害見舞金で、住家半壊の10万円は10件分、床上浸水の3万円は50件分でございます。

3項1目、災害救助費5,162千円につきましては、災害救助法の適用に伴い、被災者に必要な支援を行うための事業でございます。

被服寝具その他生活必需品給与事業450千円につきましては、住家の全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯に対し、肌着、寝具、トイレットペーパー、消毒用アルコール、洗濯用洗剤等の被服寝具その他生活必需品を給与するものでございまして、1世帯4人につき1万5千円で、30世帯分でございます。

住宅応急修理事業2,919千円につきましては、半壊や準半壊の住家に引き続き住むことを目的に、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理するものでございまして、半壊の65万5千円と、準半壊の31万8千円をそれぞれ3件分でございます。

学用品給与事業252千円につきましては、住家の全壊、半壊、床上浸水により、教科書や学用品が使用できなくなった町内の小学生・中学生・高校生を対象に教科書等の学用品を支給するものでございまして、教科書、教材の支給に要する経費として1人1万円を10人分と、文房具、通学用品の支給に要する経費として小学生・中学生・高校生それぞれ10人分でございます。

障害物除去事業692千円につきましては、半壊又は床上浸水した住家に引き続き住むことを目的に、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等により一時的に住居できない状態で、自力では除去できない場合に除去を行うもので、1世帯当たりの費用の限度額13万8,300円を5件分でございます。

救助事務費849千円につきましては、避難所の設置や災害救助法の適用に伴う給与事業等に係る職員の時間外手当でございます。

4款3項1目、水道総務費4,620千円のうち、飲料水供給施設

整備事業3,000千円につきましては、被災した飲料水供給施設の復旧費用を補助するための飲料水供給施設整備費補助金でございます。

9・10ページ、9款1項5目、災害対策費4,000千円につきましては、土砂の流入などの被害を受けた住家に係る住家災害復旧事業費補助金で、補助限度額の20万円を20件分でございます。

11款1項1目、農業用施設災害復旧費40,500千円のうち、崩土除去等作業手数料15,000千円につきましては、農業用施設に係る崩土、倒木、排水路の閉塞や稻わらの流入、水田への土砂の流入に対応するための手数料でございます。

測量設計業務委託料25,000千円につきましては、被災した農業用施設の三倉川頭首工、黒石農地・用水・農道、伏間川頭首工、大高農道の災害復旧工事に係る測量設計業務の委託料でございます。

2目、林道災害復旧費40,500千円のうち、崩土除去等作業手数料15,000千円につきましては、林道に係る崩土、倒木などに対応するための手数料でございます。

測量設計業務委託料25,000千円につきましては、林道大平線、矢倉線、白山線、大尾大日山線の災害復旧工事に係る測量設計業務の委託料でございます。

11・12ページ、3目、治山施設災害復旧費15,000千円につきましては、治山施設に係る崩土、土砂や流木の堆積、倒木などに対応するための崩土除去等作業手数料でございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費127,700千円のうち、崩土除去等作業手数料50,000千円につきましては、町道の路肩崩壊、土砂の流出、崩土・倒木除去、排水路の閉塞等に対応するための手数料でございます。

測量設計業務委託料73,000千円につきましては、被災した公共土木施設のうち、準用河川大久保川外10箇所分の災害復旧工事に係る測量設計業務の委託料でございます。

現年発生公共土木施設補助災害復旧工事4,000千円につきましては、準用河川大久保川の応急復旧工事として仮設土留工及び護岸取壊工を行うための工事請負費でございます。

13・14ページ、3項1目、その他公共施設等災害復旧費27,700千円のうち、公共施設等災害復旧事業8,300千円につきましては、一宮地区片瀬地内及び森地区天宮地内の町有地で発生した法面崩壊に伴う、崩土除去及び法面の応急復旧に対応するための手数料でございます。

観光施設等災害復旧事業18,500千円につきましては、越水により泥水の流入被害を受けた森町体験の里アクティ森テニスコート及び歩道や階段に被害を受けた戦国夢街道ハイキングコースの修繕費8,500千円と、森町体験の里アクティ森敷地内及び歴史の散歩道ハイキングコースの崩土除去等作業手数料10,000千円でございます。

社会教育施設等災害復旧事業900千円につきましては、護岸の洗掘により被害を受けた一宮地区宮代地内の真田城趾看板の河川からの引き上げ除去等の手数料でございます。

被災状況につきまして参考資料をご覧ください。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項4目、災害復旧費国庫負担金2,668千円につきましては、一宮地区大久保地内の準用河川大久保川応急復旧工事に対する国の負担金でございます。

16款1項1目、民生費県負担金4,744千円につきましては、災害救助法の適用に伴う災害救助費に対する負担金でございます。

20款1項1目、繰越金153,570千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

22款1項10目、災害復旧債106,700千円につきましては、被災した公共土木施設の災害復旧工事に係る測量設計業務11箇所分の財源として単独災害復旧事業債73,000千円及び準用河川大久保川応急復旧工事の財源として補助災害復旧事業債1,300千円を合わ

せた公共土木施設災害復旧債74,300千円と、農林水産業施設の災害復旧工事に係る測量設計業務9箇所分の財源として農林水産業施設災害復旧債32,400千円でございます。

以上が、専決処分にかかる令和4年度森町一般会計補正予算(第7号)の内容でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

(川岸和花子君) 川岸でございます。

今回の災害で町でもさまざまな被災者支援というものを行っていただいて、専決をしていただいて行っていただいているのですがけれども、この7・8ページの3款民生費のところの件数というか、今1か月経ったわけですけれども、この予測された件数に対して、実際どれぐらいの件数か、今の時点でわかるようでしたらお願いしたいと思います。民生費なので、災害救助費のそれぞれの被服寝具その他等の必需品給与であるとか、それぞれの件数がわかれればお願いします。

議長 (中根幸男君) 平田福祉課長。

福祉課長 (平田章浩君) 福祉課長です。川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、3款1項1目の災害見舞金でございますけども、こちらですけども10月25日に4件ほどの支払を予定をしてございます。それから見舞金ですので、調査中で罹災証明等々の状況によって見舞金の金額が変わるもんですから、それ待っている件数が4件でございます。それで、被災状況によって見舞金が出そうな方に確認の連絡をしているわけですけども、その連絡中、確認中の方が11名でございます。

続きまして、3款3項1目の被服寝具その他生活必需品の給与

の対象でございますけども、こちらについては3件が必需品の配布を済んでおります。本日、2件が配布予定となっております。こちらも確認をしているところが、11件ということでございます。福祉課から以上です。

議 長
定住推進
課 長

(中根幸男君) 森下定住推進課長。

(森下友幸君) 定住推進課長です。川岸議員のご質問にお答えします。

定住推進課では、住宅の応急修理を担当しております。現在のところの申請状況ですが、罹災証明によってこの対応をするわけなんですけれども、罹災証明では半壊1件、準半壊2件ということで、応急修理を行える方が3件いらっしゃるのですが、今のところ半壊の方から相談が1件あっただけで、まだ実際の申請には至っておりません。ですので、実績はゼロということになります。以上です。

議 長
学校教育
課 長

(中根幸男君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥君) 学校教育課です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えいたします。

同じく3款3項1目、災害救助費のうち、学校教育課に係る0003学用品給与事業扶助費でございます。床上浸水以上の対象となる被害世帯のうち、小学校・中学校・高校のお子様がいる家庭が4件ございます。そのうち1件から申請がありまして、教科書の配布を実施しております。以上です。

議 長
防 災 監

(中根幸男君) 小澤防災監。

(小澤幸廣君) 防災監です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えします。

3款3項1目、災害救助費の0004障害物除去事業についての対象者でございます。通報を受けた方につきましては、全て現地調査を済ましておりますが、まだ全町内会に調査を依頼しまして、その該当があれば対応していくということで、現在のところは対象の案件はございません。以上です。

議長	(中根幸男君) 5番、川岸和花子君。
5番議員	(川岸和花子君) まず、定住推進課の修繕費が半壊1件、準半壊2件が相当するんだけれども、相談が半壊の方からしか来ていないということで、その準半壊の方へのアプローチというのはどうなっているでしょう。
議長	(中根幸男君) 森下定住推進課長。
定住推進課長	(森下友幸君) 定住推進課長です。川岸議員のご質問にお答えします。
議長	被災者へのアプローチということだったんですけれども、定住推進課は、応急修理についてその方に直接アプローチというのは現在行っておりません。以上です。
5番議員	(中根幸男君) 5番、川岸和花子君。
議長	(川岸和花子君) それは、例えばそういうものを知らないとかという可能性は無いでしょうか。
定住推進課長	(中根幸男君) 森下定住推進課長。
議長	(森下友幸君) 定住推進課長です。川岸議員のご質問にお答えします。
定住推進課長	住宅の応急修理の対象となる方、準半壊以上の被害を受けた方ということですが、その広報の仕方について近隣市、磐田市だとか袋井市、掛川市を確認しまして、積極的な広報を行った場合、対象でない方ができないかという問合せが殺到するということで、限定的な広報を行うというお話だったもんですから、そういうものを参考にして、町からは町内回覧での広報、それからホームページでの告知ということに留めています。
議長	実際被災された、床上浸水をされた方が対象になってくるわけなんですけれども、その被災者に対応した職員から聞き取りを行って、応急修理等に進む可能性があるのかどうかというのを確認をしておりますが、そこまでやる状況にないというのを確認しております。それで、実際この方は多分応急修理が必要になるんだろうなという方からは、すぐに相談がありましたもんですから、

その方とは対応させていただいております。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 三件ほどお願ひいたします。

まず、一点目です。

今回の水害によって、いろんなところが被害を受けております。例えば農業用施設の復旧事業とか、林道災害の復旧事業、治山施設の復旧、さらには公共土木施設の復旧等、これに伴ういわゆる崩土の除去作業というのが記載されておりますけれども、この崩土については、もういろんな種々の異なるものがあると思います。土、土砂、材木等、先ほど町長の中にも稻わらとかというようなものもありましたけれども、こういったものを除去した場合の処分先というのはどこになるのか。

そして、それについても当局としては業者から聴取等をされているか。今、盛り土等の関係で非常に社会が厳しい目を向けるようになっていますから、そういったところをどのように配意されているか。その点をまずお聞きしたいと思います。

議長 (中根幸男君) 小澤防災監。

防災監 (小澤幸廣君) 防災監です。ただ今の佐藤議員のご質問にお答えをします。

各工事等で出たその土砂、または流竹木等の処分につきまして、町としてどのように対応しているかというようなご質問かと思います。災害が発生してから、すぐ土砂の処分先が困る这样一个で、町で協議をいたしまして、土砂の仮置き場ということで3か所ほど指定をいたしました。現在のところ、まず旧泉陽中学校から搬入をしていただくということで、その搬入にあたりましてどのような土砂が搬入されるかということですが、まず町の発注した工事、また各住宅等でご家庭に流入した土砂等の処分先が、大量の土砂で事業者等が処分先がない場合という条件で、泉陽中に仮置き場として運んでいただいております。

また、家庭の少量の土砂につきましては、一宮の最終処分場で受け入れをしておりますので、そちらに運んでいただいているところでございます。

また、流竹木等に関しましても、旧泉陽中に搬入をしていただいているところでございます。以上です。

議長

3番議員

(中根幸男君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 家庭用のものについては一宮の最終処分場、また袋井のクリーンセンターでも引き受けしておられると思います。

そして、今泉陽中の仮置き場というお話をありました。やはりいつまでも泉陽中に置いておくこともできないと思いますから、いわゆる最終的な目安というのは、最終処分的なものというのはどういうふうにお考えでしょうか。

議長

防災監

(中根幸男君) 小澤防災監。

(小澤幸廣君) 防災監です。ただ今の佐藤議員のご質問にお答えします。

土砂の最終的な処分はどのように考えているかというようなご質問です。現在のところ、事業者が処分先に困って搬入をしているということで、町としても最終的な処分方法ということに関しては、目処が立っていないという状況でございます。

しかしながら、全森町内の建設業者、また造園業者に通知をしまして、工事での流用、利用ということで協力を願えないかということで通知をさせていただいております。現在、現に一社が災害復旧において大型土のうに土を利用していただけるという業者がありまして、そのように工事に利用をしていただいている業者もございます。今後、そのような呼びかけを積極的に行っていきたいと考えております。以上です。

議長

3番議員

(中根幸男君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 利用できる先があるならば、ぜひ話を進めて、なるべくそういうものを早期に処分できるような体制を

整えて、また実践していただきたいと思います。それでは、今のはこれで結構です。

それでは、二点目へ行きます。

先ほど町長の説明の中で、路肩崩落というような説明がございました。林道等の路肩の崩落ですね。そして、こちらの台風15号による被災状況を見ますと、道路崩落と路肩崩落と二つ記載があります。この区分けはどこで行っているのか。道路崩落と路肩崩落、これをどこで区分されているのか、そこをお聞きしたいと思います。

議長　（中根幸男君）中村建設課長。

建設課長　（中村安宏君）ただ今の佐藤議員のご質問でございますけれども、路肩と道路の崩落はどのように違うかというようなご趣旨の質問だと思います。

路肩というのは、主には車道の部分がありまして、路肩部分というのは、それから外れた一般的には50センチ程度路側線というものが引いてありますと、その外側が路肩と区別をさせてもらっています。

道路崩落というのは、車道部分も含めて崩落しているような状況、こういうものについては道路崩落というような記載をさせていただいているということでございます。以上です。

議長　（中根幸男君）他に質疑はございませんか。

11番、西田彰君。

11番議員　（西田彰君）今回のこの予算、例えば社会福祉の災害見舞金とか、被服、教科書、この予算の見積りというのは、このぐらいの方が被災をされている、また、申請される可能性もあるということで予算立てをされたと思います。

それで、例えば今、教科書のことの答弁がありましたけども、小・中・高で各10人でしたね。それでまだ2、3件ということですが、その他の人たちは被災されていなかつたと。教科書がもし被災されていれば、すぐに学校でも必要ですけど、請求がなかつ

たということは被災されていないということでよろしいんでしようか。

また、私は他の課の答弁も非常に受身だと思うんですよね。それぞれの被災者は職員が確認をして、ここはもう家の周りに土砂が来ちゃった、家はまだ壁も傷んではいないんですけど、もう土砂が1メートルぐらい家にくつついちゃっていると。そういったものを確認をしていると思うんですが、ということはその人たちはそれを除去するにはお金がかかる、それに対して補助してもらいたいという気持ちは持っていると思うんですよね。だけど、請求が未だかなり少ないと。とてもそんな請求なんかしている暇はないよ、家の片付けが先だよという人もあるのか。もしあるとすれば、やっぱり職員が出向いていって、状況を聞いて聞き取りして、請求されたらどうですかということをちゃんと言った方がいいと、私は災害が起きたときにそう思っていたんですけど、なかなかそれがされていないように思うんですよね、受け身。職員の皆さんはこういった災害がまだまだ初めてのことでのように対応していかわからないというところもあるかもしれません、少なくとももう被害を受けちゃって、例えばお風呂にも入れない、給湯器がいかれちゃって入れない、もう一週間も他の家のお風呂を借りていると、そのような方もあるんですよね。そういうのに対して、やはりそこはやっぱり職員が行ってやるべきではないかなと。どうですかということを、インターネットとか広報ではなくてやるべきだと思うのですがいかがでしょうか。

議長（中根幸男君） 塩澤学校教育課長。

（塩澤由記弥君） 学校教育課長です。

ただ今の西田議員のご質問でございます学校用品給与事業扶助費についての対応ということでお答えをさせていただきたいと思います。

当日、金曜日から土曜日にかけての災害だったもんですから、月曜日に各学校におきまして、それぞれの家庭でどのような被災

の状況であったかというようなことを、まず確認をしております。また、それとあわせまして、学用品、災害救助法の適用となる対象者、床上浸水ということと、あと学校用品を使用することができず就学上支障のある対象者ということで聞き取り、確認をしてしまして、その家庭が4件あるということを把握しております。それぞれに確認する中で、そのうちの1人から申請があったというような流れの対応となっております。以上です。

議長
定住推進
課長

(中根幸男君) 森下定住推進課長。

(森下友幸君) 定住推進課長です。西田議員のご質問にお答えします。

被災者への対応が受身ではないかというご指摘ですが、先ほど川岸議員からの質問にお答えしたときに、回覧、またホームページ等で広報したよというお話をさせていただいたんですけども、ちょっとと言い忘れてしまったんですが、福祉課から床上浸水された方にどんな支援を受けられるかという支援の一覧の情報を提供していただいている。それで、それをしたうえで被災の方方がその支援を受けるかどうか決めていらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、定住推進課自らが被災地に出向いて、被災者と会って、こういう応急修理という制度があるという説明というのは行っておりませんので、その点についてはちょっと至らなかつたかなと考えております。ですが、応急修理につきましては、制度の要件としまして、みずからの資力では応急修理することができない被災者が対象ということになっておりまして、その点がありまして、自らやっていただける方はこの支援の対象にはならないということなので、あまり先ほども言いましたが、何でもできますよというような告知は、こちらの方控えさせていただいたということでご了解いただけたらなと思います。以上です。

議長
防災監

(中根幸男君) 小澤防災監。

(小澤幸廣君) 防災監です。ただ今の西田議員のご質問にお答えします。

先ほどの防災課所管の障害物除去事業につきましてですが、先ほど対象者は今のところおりませんということでお答えさせていただきましたが、この障害物除去事業につきましては、災害救助法に係る制度でございます。その災害救助法に係る制度では、今のところ対象者はいないということでございます。この条件としては、住家の一部又は全部に障害物が運び込まれ、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対してとすることでございます。防災課としましては、職員2名で被災された方への調査というものは、全て行っております。この制度につきましては、経済的に自力で除去できないということで、町が成り代わって工事を発注するというような事業です。そういう方が今のところをいないということですが、町の住家災害の補助金に該当する方はおりますので、そちらは業者に依頼してそこで工事をを行い、それに対して補助金をお支払いすると。その対象の方には直接書類をお持ちして説明をし、申請をしていただいております。すでに申請、もう工事を発注された方もおります。そこの対応につきましては、きめ細かに対応しているということでございます。以上です。

議長

福祉課長

(中根 幸男 君) 平田福祉課長。

(平田 章浩 君) 福祉課長です。西田議員の質問にお答えをします。

西田議員から予算の件数より実施の件数との差があるというような質問がございました。

23日に災害が起きました、3款3項1目にあります災害救助費については、災害救助法適用を受けての事業でございまして、9月24日に静岡県内23市町、森町を含みますけども、24日にこの適用を受け、同日付で災害救助法の救助に関する事務の一部の委任が県知事より森町長に通知をされております。ここからが3款3項1目の災害救助法のスタートになるんですけども、9月28

日に専決をさせていただいております。この期間の間に、被災状況の全容を町全体が把握できたかというと、そこまでできておりませんので、この専決の予算につきましては、大枠このくらいではないかという見込みで作ったものでございます。はっきり言って見込みの数値については、少し粗いものになっているということでございますけども、支援を急ぐ、スピードを重視をさせていただいているということの専決でございます。ですので、その予算の件数と実施の件数の乖離については、そういうところから発生をしているということでございます。

それから被災者への支援につきましての方法でございますけども、うちの課としますと、その上の災害見舞金も担当でございます。情報については、いろんな課に情報が入ってきます。もちろんうちの課にも入ってきますし、そちらの情報については、防災課で情報共有を図っていただきまして、ただ見舞金であるとか、先ほど出ておりますけども、災害救助法の対象になるのは床上浸水なら全部対象なのかというと、そうではございません。そちらについて、しっかり確認をした中で実施をしていかなきゃいけないもんですから、そちらについては訪問をする、電話をするということで、いろいろ確認をさせていただいて実施をしております。実施をする際には、他課の災害救助法の事業がこういうものがあるというような一覧表についても配布をさせていただきながら、こういうことがあるからここに書いてあるところに相談してくださいねということで、訪問しながら情報を提供をしております。

また、他課の健康こども課の事業であります健康相談につきましても、被災した方のところに訪問をしながら、健康状態はどうですか、ご心配なことはありませんかというようなことを質問させていただいて、心配のある方については、実際正確な数はちょっとあれですけども、3件以上の方については、町として健康こども課から健康相談で訪問をしながら、そういういた事業も実施をしているところでございます。

うちにつきましては、日本赤十字事業も実施をしてございます。こちらについては、特に費用がかかるものではありません。そういった訪問する際に、必要な物資について、口頭で回答いただいた方にタオルの配布であるとか、毛布の配布であるとか、下着の配布であるとかというようなものも実施をさせていただいております。積極的に現場に赴き、こちらからアプローチをしながら実施をしています。ただ、対象かどうかにつきましては基準がございますので、なかなか基準に合わない方にこの法律に基づいて支援をするということがなかなか難しく、こちらとしても気持ち的には多くの支援をしていきたいという気持ちはございますけども、なかなか基準に則ってということではありますので、全ての方に支援が行き届かないというようなこともあるかと思っております。以上です。

議長

11番議員

(中根幸男君) 11番、西田彰君。

(西田彰君) 学用品の問題ですけど、聞き取りしたら4名がいたと、今1名だと。それで後の3名の方は、つまり学用品に関しては、被災されていなかったということでよろしいんでしょうか。

それと先ほども私言いましたように、やはりこれだけの被害が出た中で被害を受けた人たちというのは、まず何とかしないといかんというのが先に頭に立って、なかなか日が経っても、土砂なんかの場合はすぐ建設会社に頼める人はいいんですけど、頼めない人、老々家庭、高齢者だけがいるとか、先ほどの話ではそういう人たちに先に手を差し伸べるというようにおっしゃっておりましたけども、災害の場合はそんなに世代によって被害を受ければ、ほとんど同じ条件になってくると思うんですよね。そういった点で、少なくともそういった職員が聞き取りをする、そしてこれはこうだよというアドバイスというか、そういったものも必要だと思いますので、そこら辺今回の災害を教訓に、府内の中でも皆さんのが共通認識として持ってもらいたいと思います。

それで、先ほど申し上げたように教科書の関係は、そういう認識でよろしいのですか。

議長　（中根幸男君）塩澤学校教育課長。

学校教育課長　（塩澤由記弥君）学校教育課長です。ただ今の西田議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁で対象者が4件あるよということでお答えさせていただきましたが、その中で例えば浸水によって教科書であるとか学用品が使えなくなってしまって、就学、勉強に支障があるというような状況になっているという家庭は、1件あるよということで確認をしております。3件は大丈夫だということです。以上です。

議長　（中根幸男君）ここでしばらく休憩します。

（午前10時33分～午前10時45分　休憩）

議長　（中根幸男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

4番、平川勇君。

4番議員　（平川勇君）平川です。

10ページ、12ページですが、産業課の農業用施設復旧事業、それから林道災害復旧事業、この二点があるんですが、40,500千円と金額が同一なんです。この辺細かく聞きたいということと、40,500千円に対して測量設計業務委託料がこれ半分以上あります、これも同一金額である。この内容をお伺いします。

議長　（中根幸男君）長野産業課長。

産業課長　（長野了君）産業課長です。平川議員のご質問にお答えします。

予算書9・10ページ、11・12ページの農業用施設災害復旧事業費と林道災害復旧事業に係るご質問でございます。

崩土除去等作業手数料ということで金額が同一なのは、あえて同じにしたわけではなく、それこそ先ほどからもございますように9月28日の専決でございますので、全体の被害を全て把握する

状況にない中で大まかに回って、特に崩土に関しては、林道の方が災害じゃなくても少し雨が降ると崩土する場合がございます。そういうったときに崩土除去の作業を業者に委託してやっているわけでございますけれども、そのボリュームとこれまでの金額等を踏まえて、それぞれ本当に専決でございますので、なるべく早く復旧したいということで、もうほぼ掴みで15,000千円。林道の場合、大体小さい崩土で50万ぐらいなんですけども、そういうた単位でいくと30か所ぐらいはもう確認はできていたので、そういうたことで15,000千円と。測量設計業務委託料については、それこそもうこの時点で公共災害、公共災害と言いますのは、それこそ国の査定官が来て、こういう災害ですと公共災害にあたりますよという査定をする作業がございます。この今回の公共災害については、12月中旬に予定されるということで、早急にその被害箇所を測量設計しなければならないということで、農業については、この時点で4、5か所が対象になった。林道については、5か所がほぼ対象であろうということで、それぞれこれまでのそういうた災害の測量設計業務委託料の実績を踏まえて、1か所5、600万円を見込んで、それぞれ25,000千円の計上をさせていただいているということでございます。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 4番、平川勇君。

4番議員

(平川 勇 君) 内容はわかりました。ただ、委託先はこれ両方とも同じところなんでしょうか。

議長

産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。

専決のまず林道については、同じところに何とか委託することができましたが、農業については、数社への委託となっております。

ご案内のように、建設課でもうちの方でも、それこそなかなかこういう事態でございますので、浜松、磐田、掛川、袋井、あとは大井川筋にいっても相当な被害が出ておりまして、なかなか設

計業務の委託を受けてくれる業者については非常に苦労しましたけども、何とかこの間にそういう委託先を見つけて、それぞれ現地を見ていただいているといった段取りになっております。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

8番、中根信一郎君。

8番議員 (中根信一郎君) 二点ほどお伺いをいたします。

8ページ、3款3項1目の中の0002定住推進課の住宅応急修理事業の修繕費に関してでございます。応急修理の内容というものは基準的にあるのかとは思いますが、住宅に関して言いますと、応急修理で直したとしても、これからまた再度直すというようなこともあるかもしれませんし、そのときの応急修理でそのままずっと生活ができるというようなこともあるかと思います。その辺のしっかりした応急修理までそういうものができるのか。それとも、本当の応急処置だよという修繕費ということになるのかということをお伺いしたい。

それと、10ページの9款1項5目の防災課の0001防災対策経費の補助金・交付金ということで、住家災害の復旧事業費補助金。1件に対してといいますか、20万のものを現在では別に当てはまる方がないというようなことだったと思いますが、住家災害というのは家の中等に障害物といいますか、土砂とかが入った場合のことだけなのか。家の周りに土砂等が流入といいますか、崩れたりしたもの、そういうものも当てはまるのかどうか、その二点についてお伺いをいたします。

議長 (中根幸男君) 森下定住推進課長。

定住推進課長 (森下友幸君) 定住推進課長です。中根信一郎議員のご質問にお答えします。

災害救助費のうち、定住推進課で担当しています住宅の応急修理についてのご質問だったと思います。

今までいくつかご質問にお答えしていましたが、長くなります

が住宅の応急修理の事業の概要について、ご説明させていただきます。

住宅の応急修理制度につきましては、災害救助法の規定に基づきまして、災害で住宅を被災された方が元の住宅に住めるよう、住宅のうち日常生活に欠くことのできない部分のみ応急的な修理を行うものになっております。被災された方が町に申込みを行いまして、申請を受けた町が、県に登録された修理業者に対して応急修理の実施を依頼します。それで、費用の限度が定められておりまして、その範囲内で町が修理業者に応急修理に要した費用を支払う制度となっております。ですので、被災された方に修理費用を直接支給するものではありません。このため、被災した住宅の修理を検討している被災者の方は、修理業者に住宅の修理を依頼する前に、まず町の窓口に相談することが必要になってまいります。今回の台風15号により、住宅に大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の被害を受けて、自らの資力では応急修理することができない被災者が対象となっております。住宅の被害の程度については、この申請の前に、税務課で罹災証明書の交付を受けることが必要となっております。

応急修理の住宅における箇所とか方法等について、基本的な考え方としましては、当該災害の被害と直接関係のある修理のみが対象となります。それから、内装に関するものは原則として対象外となっております。それから家電製品の被害についても、全て対象外となっています。ですので、住宅の応急修理の対象範囲というものは、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備などの日常生活に不可欠な部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所に限られています。

この被害があった後、県からこの応急修理でどのような修繕が対象になるのかというQ Aが示されておりまして、市町からもどんどん質問がいっています。そのQ Aが示されているんですけれ

ども、かなり細かくこれは駄目、これはいいというような基準が示されておりまして、見ますとかなり限定的な修繕になってしまふというような概要となっております。

住宅の応急修理のために支出できる費用というものは決まっておりまして、原材料費、労務費及び修繕事務費等一切の経費を含むということになっておりまして、1世帯当たりの限度額というのが、準半壊の場合は、1世帯当たり31万8,000円。半壊、中規模半壊、大規模半壊等で1世帯当たり全て65万5,000円となっております。ですので、この修理に要する費用が今の限度額を超える部分については、全て被災者本人の負担となっています。ということで、かなりもう基準額が定められておりまして、その範囲内での修理しかできないということで、質問にありましたように、しっかりとした修理ということはできずに、ただ一応住むだけ、災害で住めなくなっている状況を住める状況にするという程度の修繕しかできないというようなものになっております。

ですので、実際に被害を受けた方が、その住宅を本当に元の状態に戻すというような状況にはできないものですから、そちらについては各被災者が自分の費用で負担していただくことになるということです。ちょっと長くなりましたが、制度の内容の説明とあわせてお答えしました。以上です。

議 長 (中根 幸男 君) 小澤防災監。

防 災 監 (小澤 幸廣 君) 防災監です。中根信一郎議員のご質問にお答えします。

9・10ページの9款1項5目の災害対策費、住家災害復旧事業費補助金についてのご質問でございます。

この補助金の基準でございますが、先ほど中根議員から、この対象となる件数は今のところないというご発言でしたが、この先ほど対象となる案件がないと言ったのは、先ほどの障害物除去事業、この災害救助法に関わる障害物除去事業の件数が今のところございませんということです。

住家災害の復旧事業費補助金につきましては、今のところ対象となるであろうという件数は、今調査の段階では13件ございまして、今後の見込みとして20件というように計上をさせていただいております。この対象ですが、あくまで住家における被災に対しての補助金ということで、住家に土砂、流竹木が流入した場合と、あと住家に土がかかっている場合も対象となります。ただし、庭とかそういう敷地に土砂が流入した場合というのは、この制度の中では対象とならないということでございます。基準としてはそのようなものでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

2番、清水健一君。

2番議員 (清水健一君) 清水でございます。

一つお聞きしたい、款で言うと先ほどから補償とか補助とかいうところについて、お聞きしたいと思います。

災害対策本部なんかも早く立ち上げられて、また公共については今しっかりと作業をやっていただいているということは、僕らも見えておりましてありがとうございます。これから復旧から復興に個人がどんどん行くのに、いろんな補助金等が町とかでも設定されているので、じゃあそれを今から申請をしに行くというと、今も各課の課長さんたちに回答していただいているけど、そうすると町民の方たちは、例えば1人で1か所の補助金ならいいんだけども、複数兼ねているような人については、各課を回らなければいけないということになるとは思うんです。その辺を例えば1か所にまとめて、要するに町民の利便性、要するにこれから復興していく、当然私財で一生懸命頑張っていくんだけども、少しでも補助があるんだったらそれも糧になるよねというようなことで考えると、次から次へと課を跨いでいくよりは、そういう1か所で何か全部わかるというようなことが考えられると思うんですけども、その辺は町としてはどうでしょうか。

議長 (中根幸男君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田 康雄 君) 清水議員のご質問にお答えをさせていただきます。

清水議員おっしゃるように、さまざまな補助金の申請等を 1か所の窓口で、いわゆるワンストップでお答えできるというのが、確かに町民の皆さんにとっても手間が省けると言いますか、負担も少なくなるので良いかと思いますけれども、今回の災害はこれまで申しあげておりますように、森町にとりまして七夕豪雨以来の災害、およそ 50 年ぶりということで、このような災害対応をしたことを経験したことがない職員ばかりでございます。

それで、先ほど来もご質問をいただきしておりますけども、災害救助法につきましては、国の法律で定められて、県から町が委託、委任を受けているという事務でございますので、町の判断で何かできるわけではなくて、その細かく決められた基準に沿って対応できるのかできないのか、どこまで対応できるのかということを、町民の方にお伝えをしていかなければいけない。そういう意味では、非常に専門的な部分が大きくなっています。ですので、例えば福祉課に被服の件で相談に来て、その他の件についても福祉課でお答えできるかというと、それはなかなか難しいという現状をご理解いただきたいと思います。ですので、まずは支援の制度を一覧にして回覧をさせていただき、そしてそこにそれぞれ問合せ先の担当課、担当係と電話番号を記載をしておりますので、まずは電話でお問合せをいただき、該当するかしないか、あるいはどういった書類が必要かといったようなことを確認していただいたうえでご来庁いただけすると、よりスムーズになるかと思いますけれども、もちろん事前の問合せなしに直接来ていただいても十分に対応させていただいておりますが、ワンストップでということは、先ほど申し上げましたような理由により対応が難しいと考えております。

議 長
2 番 議員

(中根 幸男 君) 2 番、清水健一君。

(清水 健一 君) ありがとうございます。ワンストップは、

要するに50年ぶりということもあって、想定外ということもたくさんあるしということですね。今回はちょっとそういう準備が全くできていないし、そういうことも想定していなかったということですが、例えば将来的な話なので、「たられば」の話なので答えていただけなければ結構ですけども、例えばまた50年後というのが、逆に今はすごく災害が厳しくなってきてるので、例えば50年と言っていたのが10年後とか5年後にまた来るかもしれない。そのための準備というのは、今のワンストップ、今、いろんな国とかのあれで県とか町がそれを委託されて動いているから、なかなか専門的なこと也有って、各部門ということもあるんでしようが、例えばいろいろＩＴを使ったりということで、ある程度のところは1か所で聞けるけども、専門的になったときにどこどこの課に行ってくださいというような。将来的な話なので今回は仕方ないかもしれないけども、次回は仕方がないというようにはなかなか済まないような気がするので、ただ法律とかルールの問題もあって、なかなかその壁を破るのは難しいかもしれません、将来的なことについて、もしお答えいただければお願ひします。

議長　（中根幸男君）町長、太田康雄君。
町長　（太田康雄君）23日から24日にかけての豪雨につきましては、先ほど来申し上げましておりますように、大変な豪雨でございまして、大きな被害がもたらされました。その災害対応については、当然今後検証させていただき、反省すべき点を反省し、また、より効果的に対応できるような体制を構築していくきたいと考えております。

そのような中で、先ほどもおっしゃられた被災相談の窓口の一本化ということについても、清水議員もおっしゃられたようにＩＴの活用とか、既に50年前にはなかったホームページ上の情報の提供ということは、今回も行っておりますけれども、次の災害がいつかわかりませんし、またあっては欲しくないとは思いますけれども、それについて、そのときそのときの最先端の技

術を取り入れながら対応をするように進めて参りたいと思っております。

ただし、今回もそうですけれども、職員の数は限られておりまして、全てにまんべんなく職員を配置するということは、将来的にも厳しいのではないかと思っておりますので、そのタイムスケジュールの中で何を優先してどのようなことからまず取り組んでいくかということも、今後改めて検証して考えてまいりたいと思っております。

議長 (中根幸男君) 2番、清水健一君。

2番議員 (清水健一君) ありがとうございます。

今の答弁でBCPという、要するにいざというときにどのようなことをやらなければいけないというはあるということなので、将来、今の町長のご答弁プラス、その中にこのBCPを、そういう計画をどんどん作っていくということで、私はそのようにお聞きしました。要するに将来の防災というか、災害がなければいいんですが、ないということもわからないので、あったときに最低限の被害で留められるようなことをお願いしたいなと思います。ありがとうございました。答弁は大丈夫でございます。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第68号は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第69号「専決処分の報告承認を求めるについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第69号「専決処分の報告承認を求めるについて」、提案理由の説明を申し上げます

令和4年度森町大久保簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分でございますが、台風15号に伴う記録的豪雨により被災した大久保簡易水道の施設修繕に係る経費の計上に急を要したため、令和4年9月28日に専決処分を行ったものでございます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,319千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、一般管理費1,000千円につきましては、送水ポンプ場付近の土砂撤去及びポンプ場進入路付近の路肩修繕に伴う修繕費であります。

台風15号に伴う記録的豪雨により、送水ポンプ場付近の沢に大量の土砂が流入したため、早急に土砂の撤去が必要となりました。また、沢の増水と路面水の影響により進入路の路肩が崩落し通行に危険が伴うため、早急に修繕が必要となったものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、5款1項1目、簡易水道基金繰入金100千円につきましては、財源の一部を基金繰入金で対応するものでございます。

2項1目、一般会計繰入金900千円につきましては、水道施設災害復旧に対する一般会計繰入金でございます。

以上が、専決処分に係る令和4年度森町大久保簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長　（中根幸男君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長　（中根幸男君）「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長　（中根幸男君）「討論なし」と認めます。

これから議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長　（中根幸男君）起立全員です。

したがって、議案第69号は、原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第70号「専決処分の報告承認を求めるについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長　（中根幸男君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長　（太田康雄君）ただ今上程されました、議案第70号「専決処分の報告承認を求めるについて」、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

の専決処分でございますが、台風15号に伴う記録的な豪雨により被災した、三倉簡易水道の配水管の応急復旧に係る経費の計上に急を要したため、令和4年9月28日に専決処分を行ったものでございます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ800千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,996千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、一般管理費800千円につきましては、応急復旧の水道管布設に伴う修繕費であります。

台風15号に伴う記録的豪雨により、配水池より布設されていた水道管が法面の崩落とともに破断したため、三倉簡易水道の配水区域が断水となりました。断水の応急復旧に対応するため、崩落した法面とは異なる配管ルートにより、仮設配管を布設し配水区域の断水を早期に解消したものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、3款1項1目、基金繰入金80千円につきましては、財源の一部を基金より繰入金で対応するものでございます。

2項1目、一般会計繰入金720千円につきましては、水道施設災害復旧に対する一般会計繰入金でございます。

以上が、専決処分に係る令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長　（中根幸男君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長　（中根幸男君）「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根 幸男 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根 幸男 君) 起立全員です。

したがって、議案第70号は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第71号「専決処分の報告承認を求めるについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根 幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田 康雄 君) ただ今上程されました、議案第71号「専決処分の報告承認を求めるについて」、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度森町一般会計補正予算（第8号）の専決処分でございますが、国において本年9月20日に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給等を含む、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用を閣議決定したところであります。

この給付金は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯あたり5万円を給付するもので、町でも速やかな給付金の支給に取り組むため、経費の計上に急を要したことから、令和4年10月7日に専決処分を行ったものであります。

さて、本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ87,897千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ10,105,954千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、3款1項7目、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費87,897千円につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響などを受けて家計が急変、もしくは台風15号により被災したことで収入が減少するなど、予期せず家計が急変したことで収入が減少し世帯全員が住民税非課税相当となった世帯に対して、1世帯当たり5万円を給付するものでございます。予算額の内訳は給付金事務費10,397千円と、給付対象世帯を1,550世帯と見込んだ給付金事業費77,500千円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項2目、民生費国庫補助金87,897千円につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費に係る国庫補助金でございます。

以上が、専決処分にかかる令和4年度森町一般会計補正予算(第8号)の内容でございます。よろしくご審議の程お願ひいたします。

議長

(中根幸男君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉筋惠治君。

9番議員

(吉筋惠治君) ただ今の説明で非課税世帯、対象は1,550世帯に5万円ということでございますが、非課税世帯というのはもう分かっていると思いますので、ここへの告知はどのようにされるのかをお尋ねします。

議長

(中根幸男君) 平田福祉課長。

福祉課長

(平田章浩君) 福祉課長です。吉筋議員の質問にお答えします。

対象者への告知の方法はという質問でございますけども、こちらについては非課税世帯を1,500世帯と見込んでおります。この世帯につきましては、確認書というものを送りまして、そちらに記入して返送してもらうということで、口座に振り込むというような手続きを考えております。

それから残りの50世帯については、予期せず家計が急変した世帯が対象になりますので、令和4年度に非課税世帯ではない方が対象になります。こちらについては、回覧であるとか、ラインであるとかということで広報していきたいと考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子君) 速やかにということでしたが、これからスケジュールというか、いつ頃給付されるとかのスケジュールが分かれば大体でお願いします。

議長 (中根幸男君) 平田福祉課長。

福祉課長 (平田章浩君) 福祉課長です。川岸議員の質問にお答えします。

今後のスケジュールはということでございます。町としましては、11月下旬から12月初旬にかけまして、先ほど言いました確認書を対象者の方に送付をし、返送していただいて、12月から毎週金曜日に給付金の振込を予定をしておりますので、12月中旬から振込みをしていきたいと思っております。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) 一点だけ。

今回も委託料のところで、電算システム改修委託料4,400千円あります。ちょっと私の記憶が間違っているかもしれません、今年の4月、5月頃の臨時会でも非課税世帯への給付があったわけですけども、そのときも電算システムの改修が予算に乗せられ

いました。その辺はやはりそれが使えないのか、システムを毎回改修しなければいけないのか。その辺お伺いしたいと思います。

議長（中根幸男君）平田福祉課長。

福祉課長（平田章浩君）福祉課長です。西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

国の制度で実施をする給付金ですけども、毎回毎回基準日も違いますし、少しづつ制度も変わっておりますので、システム改修につきましては、その基準、条件に合ったものにシステム改修が必要になりますので、毎回システム改修というものについては必要になってきます。以上です。

議長（中根幸男君）他に質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員（川岸和花子君）川岸です。

この台風15号で収入が減少した世帯ということは、どのように判断するのか。例えばこういう家庭が例だよというようなものがあれば教えてください。

議長（中根幸男君）平田福祉課長。

福祉課長（平田章浩君）福祉課長です。川岸議員の質問にお答えします。

台風15号で被災を受けた方がどういった場合に対象になるかということでございますけども、こちらにつきましては、現在、令和4年度に非課税世帯であれば、すでに5万円の給付が対象になるかと思います。課税世帯であって台風15号で被災をし、これは住家という意味じゃなくて、いわゆる生業という部分、例えば工場で何かを生産をしている家であれば、その工場が水に浸かって生産ができて販売ができなくなりましたと、そうなったときの収入の状況が、任意のひと月で結構ですから、被災をし、8月までは順調にきていたけども、9月に被災をし、10月、11月に生産ができなくて収入がなくなったということになると仮定をします。そうしますとその10月の収入、任意の月の収入ですので10月の収

入を出していただいて、それが非課税世帯に該当するかということで該当すれば支給となりますけども、世帯員全ての方が非課税ということになりますので、例えば5人家族で、そこの工場で作業があつて4人がそちらの工場で働いていた、収入がゼロになつた。もう1人の方はサラリーマンで、他の会社に行かれていたと。そこで収入があるからその方は課税だよとなつた場合には、世帯とすると非課税ではないもんですから、5万円の給付の対象にはなりませんけども、家族全員が非課税の条件に当たつた場合に対象になるというような形になります。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがつて、議案第71号は、原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第72号「令和4年度森町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第72号「令和4年度森町一般会計補正予算（第9号）」について、提案理由

の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ158,300千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,264,254千円とするものであります。

今回の補正は、台風15号に伴う災害対応のための予算計上でございまして、9月28日付けで専決処分をさせていただきました補正予算（第7号）をもっても不足が見込まれます予算を追加でお願いするものでございます。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、新しく創設された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業の一つとして、森町商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対し補助金を交付するもので、早期に事業着手し、周知・広報する必要があることから、本補正予算へ計上するものでございます。

6ページ、第2表、地方債補正につきましては、被災した農林水産業施設の災害復旧工事に係る測量設計業務委託の財源として、農林水産業施設災害復旧事業の限度額を増額変更するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、4款3項1目、水道総務費10,000千円につきましては、被災した飲料水供給施設の復旧費用を補助するための飲料水供給施設整備費補助金でございます。

7款1項1目、商工総務費26,500千円につきましては、コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者の消費を下支えするとともに、物価高騰の影響を受けている町内中小事業者等を支援するため、森町商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対し、補助金を交付するものでございます。

11款1項1目、農業用施設災害復旧費15,000千円につきましては、農業用施設に係る崩土、倒木、排水路の閉塞や稻わらの流入、

水田への土砂の流入に対応するための崩土除去等作業手数料でございます。

2目、林道災害復旧費20,000千円のうち、崩土除去等作業手数料15,000千円につきましては、林道に係る崩土、倒木などに対応するための手数料でございます。

測量設計業務委託料5,000千円につきましては、林道明ヶ島線の災害復旧工事に係る測量設計業務の委託料でございます。

3目、治山施設災害復旧費20,000千円につきましては、治山施設に係る崩土、土砂や流木の堆積、倒木などに対応するための崩土除去等作業手数料でございます。

9・10ページ、2項1目、公共土木施設災害復旧費65,000千円につきましては、町道の路肩崩壊、土砂の流出、崩土・倒木除去、排水路の閉塞等に対応するための崩土除去等作業手数料でございます。

3項1目、その他公共施設等災害復旧費1,800千円につきましては、道路等の復旧に伴い発生する土砂等の仮置場として旧泉陽中学校グラウンドを急遽使用しております、この土砂等仮置場において、運搬された土砂をかき上げるための手数料や、県道の路面が汚れた場合に路面清掃するための手数料などの土砂等仮置場管理手数料でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項1目、総務費国庫補助金26,500千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援を目的に森町商工会が実施するプレミアム商品券発行事業への補助に対する国の補助金でございます。

19款2項1目、財政調整基金繰入金100,000千円につきましては、災害復旧費の財源としての計上でございます。

20款1項1目、繰越金28,600千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

22款1項10目、災害復旧債3,200千円につきましては、林道明ヶ島線の災害復旧工事に係る測量設計業務の財源でございます。

以上が、令和4年度森町一般会計補正予算（第9号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長　（中根幸男君）日程第9、議案第73号「令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長　（中根幸男君）本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長　（太田康雄君）ただ今上程されました、議案第73号「令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,996千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項3目、維持改良費16,000千円につきましては、台風15号により被災した水道管施設の仮復旧中の水道管を道路路面下に布設替する工事及びこれに伴う舗装復旧に対する工事請負費であります。

現在、仮復旧中の水道管は地面や路面に露出した状態であり、冬期を迎える前に本復旧を図るものでございますが、被災しました元の水道管の布設位置は、法面が崩落した状態であり、この場所に再布設することは現状困難であることから、配水池への進入路及び県道藤枝天竜線の路面下に埋設する計画とし、耐震性を有する水道配水用ポリエチレン管、口径100ミリメートルの水道管を延長165メートル埋設する工事及び舗装復旧工事を実施するものであります。

続きまして、歳入について申し上げます。

5・6ページ、6款1項1目、災害復旧債16,000千円につきましては、現年発生簡易水道施設単独災害復旧事業として起債を充当するものでございます。

以上が、令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (中根幸男君) 日程第10、議案第74号「物品売買変更契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました、議案第74号「物品売買変更契約の締結について」、提案理由の説明を申し上げます。

本物品売買変更契約は、令和4年度町単独事業森町立小中学校児童生徒用学習机・椅子購入契約を、令和4年4月28日に浜松市東区上西町25番地の5を所在地とする新栄事務機株式会社代表取締役上村篤と締結いたしましたが、当初積算した机と椅子の数量に不足が生じるため、当初の契約金額3,532万1千円に1,249,600円を増額し、変更後の契約金額を36,570,600円とするものであります。

変更内容でございますが、当初の契約におきまして、令和4年度の児童生徒数に予備を加味して1,300組の机と椅子を発注いたしましたが、特別支援学級に在籍する児童生徒の机・椅子は交流授業の際に使用するため、普通学級にも設置されており、特別支援学級に在籍する児童生徒分の机と椅子が不足することとなります。新型コロナウイルス感染予防の目的を達成するためにも教室内の全ての机と椅子を抗ウイルス仕様に更新する必要があります

ので、令和4年度の児童生徒数1,267人分とあわせ、特別支援学級に在籍する児童生徒79人分の机と椅子を普通学級にも備えるため、不足する46組分を増額し、契約を変更するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) ここでしばらく休憩します。

(午前11時48分～午後1時00分休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第72号「令和4年度森町一般会計補正予算（第9号）」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫君) 6番、岡戸です。

災害に係る関係のところ、それから激甚災害の指定について、少し関連したことをお伺いします。

まず、今回の台風15号の被害で森町全体での被害総額は、今の時点ですで結構ですけれども、いくらぐらいに出ていますでしょうか。また、その各所管ごと、例えば建設課でどれくらいとか、産業課でどれくらいというものがもし出ておりましたら、お伺いしたいと思います。

それと二つ目は、激甚災害に指定されたということありますけれども、今回の指定はいわゆる本激に当たるのか、局激に当たるのか、そこら辺を少し教えていただきたいと思います。

議長 (中根幸男君) 長野産業課長。

産業課長 (長野了君) 産業課長です。岡戸議員のご質問にお答えします。

今回の災害で被害額がでているかということでございますが、それこそ例えば林道に関して申し上げますと、被害額を国や県に報告するときに、何をもって被害額を報告をしているかと申しますと、結局、災害復旧に係る工事費という形で一応今のところ報

告をさせていただいているのでございますが、それこそ何をもって被害額にするかということでございます。今申し上げましたように、要はひとまずは最終的には国に行くわけなんですけども、県に対して被害額を報告しているもので、結局林道に関して言うと、主な林道で拾うしかなくて、それが約1億5000万ぐらいでは上がっていますが、特に治山に関しては、ここにございますように治山施設への被害というのは、今のところ確認はしていない。だけども、こここの予算にございますように治山費で、治山の関係で出てきた崩土に関しては、手数料で予算をお願い申し上げている次第でございますので、そこについては、何をもって被害額かということになると、逆に予算額という見方もできるわけです。

農業に関しては、それこそ農業施設に関するもの、あとは逆に作物等に関するものというのも含めて報告はしているんですが、まだ確定はしていないです。例えば農業施設に関して申し上げますと、参考資料で提供させていただいたように、要はその4本を公共災害で申請しているということになります。そこの施設の工事費がイコール被害額ということになると、当然まだそこは設計測量している段階なので出てこないということになります。その中で大きいものと申し上げますと、三倉頭首工のラバーダムが損壊しているということで、ここは非常に大きな額になりますので、1億では収まらないのかなという額になります。そういう状況でございまして、あとは作物以外については、今いろいろ報告をしている最中でございますので、今現状申し上げたのが、農林業に関しては現時点の報告といったことでご理解いただければと思います。

議長

(中根幸男君) 中村建設課長。

建設課長

(中村安宏君) 建設課長です。

岡戸議員のご質問でございますけれども、まず建設課所管の今回の被害状況についてでございます。

建設課所管分としましては、発災から約1か月経ちましたけれ

ども、未だにまだ日々数件被害が地元から上がってきてているというような状況でありまして、箇所数については、まだ流動的となつております。

ただ、この予算をお願いした時点、10月12日現在の数字でご報告をさせていただきますと、補助をもらって対応する補助災害の箇所も含めまして、建設課全体で286か所を報告を受けております。内訳といたしましては、道路が176か所、河川が112か所となつております。産業課と同様、予算規模の話でしかお話できませんけれども、7号補正予算で50,000千円の補助災害以外の部分でございますけれども、7号の補正予算で50,000千円を先ほどご承認をいただきまして、今回、9号補正で65,000千円というような対応経費について計上させていただいておりますので、今の時点の予算ベースの総額としては、115,000千円の規模になっております。

それに加えまして、補助で対応をさせてもらう箇所が11か所ございます。これに関しましては、7号補正予算で測量設計の委託料をいただいておりますので、現在、測量業者に発注しまして、測量設計の業務を進めている最中でありますので、それぞれの箇所の工事費について、今これから積算をしていく段階でございますので、まだこの部分に関しての予算規模というのは、はつきりとはわかつておりません。建設課の報告としては以上になります。

議長
（中根幸男君）長野産業課長。

産業課長
（長野了君）産業課長です。

今、建設課から箇所の報告があったので、私も補足で箇所の報告をさせていただきたいと思います。

農業関係は、全部で61か所でございます。その61か所で、箇所のところで例えば用水も田んぼも被害があるという箇所もございますので、それごとにお答えいたします。水田が16か所、畑が13か所、用水が17か所、排水が13か所、農道が18か所ということで、それら重なりもありますけど、合わせると77か所ということでござ

ざいます。

林道関係でございますけれども、林道施設で34か所、治山施設で26か所で計60か所ということでございます。

建設課と同様に、まだ報告が上がってきているものもございますので、特に林道については、一か所大きく崩れないとその奥に行けないという状況もございますので、全てわかっているかというと、一応そういう形ではなく、今後もそんなに大きくは増えないと思いますけれども、報告が上がってくる、またこちらで調査をして確認するといった形になろうかと思います。以上です。

議長（中根幸男君）佐藤企画財政課長。

企画財政課長（佐藤嘉彦君）企画財政課長です。岡戸議員のご質問にお答えをいたします。

激甚災害の指定の関係でございます。これにつきましては、まず10月18日時点で通知をいただいております。台風14号・15号による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについてということでございまして、現在、措置を適用する見込みであるという旨の通知でございます。

そして、今後は激甚災害として指定をする、制定に向けた手続きをしていくということでございまして、本町におきましては、本激というものが指定見込み、こちらに入るものと考えております。局激につきましては、宮崎県の2つの村が指定見込みということで情報等入っておりますので、当町並びに静岡県におきましては、本激が指定対象になるものではないかと現時点では考えております。以上です。

議長（中根幸男君）6番、岡戸章夫君。

6番議員（岡戸章夫君）今、ご説明いただきました。私も内閣府のホームページで出ている内容を見させていただいたので、同じ内容のものかなと思っております。補助率とか、あとQ&Aなんかも出ていましたので、私ももう少し勉強してみたいなと思います。

次に、具体的なところで歳出の8ページのところで、4款衛生費、水道総務費のところで、上下水道課さんの飲料水供給施設整備費補助金のところでお尋ねします。これについては、いわゆるといいますか一般的な山間部でだいぶ被害を受けた水道のところの被害に対しての復旧支援ということで、補助率の9割を今回出していただけるというような話も伺っております。そういった内容かなと思っております。

そこでなんんですけど、一つ具体的なことをお伺いします。それについては非常にありがたいんですけども、この支払方法の手順のところで一部の地区の方から質問がありまして、仮に総額100万かかるって、90万は補助が出るんだろうけども、ただそれを一旦水道業者さんにその施設の管理組合から一旦先に払うのか。そうなると、どこの組合もある程度の積立はしていて自己資金はあるんだけれども、想定外の大きな金額になってくると、一時的に立替もできないよということであるんですけども、ここら辺の支払い手順をもう一度確認と、できればそれを回避する支払い手順を考えていきたいということ、そこを少しお伺いいたします。

議 長
上下水道
課 長

(中根 幸男 君) 岡本上下水道課長。

(岡本 教夫 君) 上下水道課長です。岡戸議員のご質問にお答えいたします。

まず飲料水供給施設でございますけれども、上水道及び簡易水道の排水区域以外の水道のことを言っております。補助要件につきましては、二戸以上10人又は給水人口10人以上というような定義となっております。

ただ今の支払いの件につきましては、通常の補助につきましては、今岡戸議員がおっしゃられたように立替払いをした後に実績を上げていただいて、その後、補助金を振り込むという流れになってございます。ただ、今回は災害でございますので、使用人口といいますか給水戸数が少ない、2軒で使っているとか3軒で使

っているとかというお宅もございまして、事業費が大きいと一軒当たりの負担額が当然大きいという話になることが予測されましたので、内規の中で概算払いをやろうじゃないかということで、補助金額の8割までは事前に振込できますよという形の内規を作らせていただきました。これによって、金額が大きい場合は先払いをさせていただいて、そこからお金を一時払ってもらうとかというやり方を一応想定しております。今時点ではまだないでけども、ひょっとしたら上野平の方でそういう形でやるのかなということをちょっと聞いております。以上です。

議長

6番議員

(中根幸男君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫君) 今の説明で了解しました。ぜひそうやっていただきたい、地域の負担を軽減させていただきたいなと思います。

それと、本当細かい質問ですけれども、今回災害があって、もう次の日地域の人たちも自分たちの手でとにかく災害復旧しなきゃいけないということで、あちこちの地区で非常にボランティアで動いたと思うんですけども、そういった中で、本当に人力でスコップでやったところもあるんですけども、たまたま地域に重機を持っておられる業者の方がおって、その方がその重機を使って道を開いてくれたりとか、結構そういうところで非常に地域の人も助かったね、ありがたかったねという声がありました。そうしたときに、せめてガソリン代ぐらいはそういった重機を提供してくれて、ボランティアでやってくれた方には、なんとかガソリン代ぐらい出してあげたらというような声も地域で聞いています。そこら辺何か少しサポートできるようなことが考えられるのかお伺いします。

議長

町長

(中根幸男君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) 岡戸議員のご質問にお答えいたしますが、岡戸議員おっしゃるように、地域の皆さんがあなたで積極的にいち早く道路の啓開等に努めていただいたことは大変ありがたい

ことで、感謝を申し上げます。では、それに対して何か補助、御礼というような制度は、現在のところを持ち合わせておりません。重機を使ったらその燃料代、人力だったらどうなのかということについては、なかなか制度を作るのも難しいかと思いますけれども、そのように地域の皆さんのが自分たちの生活を守るために、復旧するために動いていてくださるということは、大変ありがたいことでございますので、その点については、感謝を申し上げます。ただし、それを制度化して何かということについては、今考える中では難しいのではないかなと、そのように考えております。

議長　（中根幸男君）他に質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員　（佐藤明孝君）それでは、今回は質問1件と確認を1件お願いしたいと思います。

まず質問ですが、午前中にも行ったんですが、この崩土除去の手数料があります。全て手数料って書いてあります。金額はまばらなんですけれども、この手数料ということに関しては、どこまでの範囲を及ぼしての手数料なのか。これをまずしっかりとお聞きしたいと思います。

そして、10ページの防災課では、土砂の仮置き場の手数料ということで別個に補正が組まれていますけれども、これはその前のページで除去した崩土等を、やはり泉陽中へ仮置き場として一旦そこへ預けるのかと。それに対しても防災でそのお金を出すということ。この手数料というところを、まずどこまでが手数料としての事業としての範囲に含んでいるのか。それをまずお聞きしたいと思います。

そこでもう1件確認なんですが、先ほど企画財政課長から激甚認定の関係でお話がありました。実はこの激甚認定につきましては、先だって町長が他の3市の首長さんと一緒にテレビで報道されていたのを、たまたま私も見ました。そのときに川勝知事に激甚認定の申請というようなことで確か報道されていたと思うんで

すが、そういう場合については、森町という一つの自治体を指定して激甚認定をされていると解しますけれども、場所が特定されている、もしくは指定している場合については、局激認定になるのではないのかなと、私このようにも感じました。しかし先ほどの話ですと、まだ見込みという段階ですから、どのように変わるべきはちょっとわかりませんが、本激ということになりますと、これ静岡県とか例えば広い地域全体を見て、該当する場合については本激という形でもいいと思うんですけれども、ある程度場所が決まっている場合については、局激というようになるんじゃないかなと。私自身そのように解していますが、確認の意味でそここのところだけをご答弁願えればと思います。以上です。

議 長
町 長

(中根幸男君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) まず、私から確認の部分についてお答えをさせていただきますが、まずテレビ等で報道されましたのは、太田川原野谷川治水水防組合として緊急要望を構成する4市町の首長で行いました。その際に、その席で川勝知事から激甚災害の指定の内定の連絡があったということが告げられました。ですので、あのとき4首長で川勝知事に要望したのは、激甚災害の指定について要望したわけではありません。

それで、今回14号・15号の台風に伴うということで激甚指定がされていますが、15号については、被害がほぼ静岡県に集中していたので、そうなると単独での指定は難しいというような国と県とのやりとりがあったようです。その中で14号・15号ということで静岡県も含めていただいたというように、知事からは説明がございました。

議 長
建設課長

(中根幸男君) 中村建設課長。

(中村安宏君) 建設課長です。

佐藤議員のご質問の一点目ですけれども、どのようなものを手数料として扱うのかというようなご趣旨の質問だと思います。一応整理といたしましては、崩土や災害があった場合、手数料か工

事費かどちらかで対応するような形になると思いますけれども、手数料としては、浚渫とか崩土の片付け、それから倒木の片付け等人手と器具、機械等だけで対応できるようなものを手数料ということで整理させてもらっています。

一方、工事費は復旧にあたって擁壁とか排水施設とか構造物の築造などを主に伴いまして、品質とか出来形管理などを要するようなものについては、工事費の中で災害対応というようなことになろうかと思います。

今回の災害の状況を見ますと、やはり崩土、倒木、浚渫等、こういうものが主でございまして、更に災害ですのである程度迅速に対応しなくちゃいけないというような意味もありますので、工事になりますと、それをまず設計してというようなところで時間もかかるてくるような内容になってきますので、今回の災害状況を見た中で、手数料の予算化をお願いしまして、迅速に対応したということでございます。以上です。

議長

(中根幸男君) 小澤防災監。

防災監

(小澤幸廣君) 防災監です。佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

10ページの防災課の土砂等仮置き場管理手数料についてでございます。この内容につきましては、先ほど町長からの提案理由にもございましたように、仮置き場での土砂等のかきあげ、運搬された土砂を一箇所にかきあげる手数料と、県道の路面が汚れた場合に路面清掃するための手数料ということでございます。その災害現場での手数料とは違ったその仮置き場での手数料ということでございますので、その点ご理解いただきたいと思います。以上です。

議長

(中根幸男君) 3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝君) まず、町長にご答弁いただいた確認の件ですが、これについて、すみません私も勘違いの部分がありまして、ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

そして土砂の質問に入りますが、先ほど建設課長からお話をあった手数料か工事費か。手数料については済渫、片付けを含むというお話をたんですが、この片付けの中には処分というようなものは含まれていない、このように解してよろしいんでしょうか。

議長 (中根幸男君) 中村建設課長。

建設課長 (中村安宏君) 建設課長です。

佐藤議員の二回目のご質問でございますけれども、残土の処分の費用、最終処分の費用についてでございますけれども、今回に關しましては、それこそ先ほどから防災課長が答弁しているとおり仮置き場に置いたりとか、午前中の答弁の中にもありましたけれども、現場間の流用で処理を進めておりまして、処分費という形で有料の処分場に持っていっている案件は今のところありません。以上です。

議長 (中根幸男君) 3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐藤明孝君) 分かりました、ありがとうございます。
結構でございます。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

1番、増田恭子君。

1番議員 (増田恭子君) お願いします。

歳出の7・8ページ、7款1項1目、商工総務費のところです。産業課のところで、プレミアム商品券発行事業補助金。これは商工会に対してということでしたけれども、このプレミアム商品券発行事業に関してですが、いつぐらいに事業をする予定でいるのかとか、もう少し詳しい内容を教えていただければと思います。お願いします。

議長 (中根幸男君) 長野産業課長。

産業課長 (長野了君) 産業課長です。

説明書の7・8ページの7款1項1目のプレミアム商品券発行事業補助金に係るご質問でございます。もう少し詳しい内容をということでございます。

今ご発言があったように、これに関しては商工会が取り組む商品券発行事業に対する補助金ということでございます。内容でございますけれども、プレミアム率が30パーセントということでございます。これまでと同様にA券・B券ということで、全取扱店共通のA券1,000円の10枚綴りとB券500円6枚綴り。B券については、町外に本社を置く大型店舗では使用できないというB券。これを合わせて、1冊1万3,000円分を1万円で販売すると言った内容になります。

次に、販売対象、販売方法でございますけれども、対象者については、森町の在住、在勤者でございます。販売方法ということで、現時点聞いております販売日については、12月3日土曜日と4日の日曜日に森町総合体育館で販売したいというように聞いております。商品券を使える期間についてでございます。これは12月3日の土曜日から令和5年2月28日までということで、年末年始を挟んだ有効期間となっております。商品券の発行総数は、8,000冊を予定しております。1世帯につき5冊までということで予定していると聞いております。現時点の取扱店の予定は、約180店ぐらいあるじゃないかということで聞いております。

今後のスケジュールでございますけれども、本補正予算を承認いただいたならば、やはりできるだけ早く告知をしていきたいということでございますので、本日可決されたならば、商工会のホームページ等で紹介するとともに、取扱店の追加の申請の告知をしたいと。取扱いについては、前回行った取扱店については継続してやっていこうと聞いております。11月1日の森町の回覧、あとは11月15日広報もりまち、あとはちょっと前後して申し訳ないのですが、11月9日に森町商工通信ファイルで告知をしていきたいということでございます。11月26日には新聞折り込みで皆さんに告知をしたいというように予定としては聞いておりまして、その後、12月3日から先ほど申し上げた日程で販売をして、有効期間が12月3日から2月28日。繰り返しになりますがそういう形

	で商工会で検討しているということでございます。以上です。
議長	(中根幸男君) 1番、増田恭子君。
1番議員	(増田恭子君) ありがとうございます。
	前回のときの取組と同じような販売方法になると思います。体育馆で販売をするよということで今伺いましたが、前回のときの販売するときにちょっと何か問題点とか混乱があつたりとか、そういうことというのはなかったのでしょうか。確認のために伺います。
議長	(中根幸男君) 長野産業課長。
産業課長	(長野了君) 産業課長です。
	販売について、何か混乱があったかどうかということでございます。この商品券については、それこそ商工会の事業でございますので、商工会さんが販売をするということになります。今回で、コロナ関係の交付金を使った商品券ということで3回目ということになります。これまで1回目、2回目、多少のいろいろ何か混乱等はあったかもしれませんけれども、3回目ということですので慣れていらっしゃると思いますし、大きな困難というのを聞いてはいません。
	こういう状況ですので体育馆にしましたのは、コロナでございますので一応密を避けるため広い空間のある場所を選定して、マスクをつけてくださいといった形で販売をしていきたいということで、これまでの経験を活かして適切にやっていただけるのかなというようには考えております。以上です。
議長	(中根幸男君) 他に質疑はありませんか。
	7番、加藤久幸君。
7番議員	(加藤久幸君) 7番、加藤です。よろしくお願いします。
	今、増田議員からのプレミアム商品券の関係ですけども、これはエネルギー、あるいは食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者の消費を下支えすることと、それと中小企業の事業者を支援をするためと伺って大変良いことかなと思います。

詳細についても伺いました。8,000冊でプレミアム率が30パーセント、使用期間が12月3日から2月28日までということと、1世帯5冊までということで伺いました。

3回目になろうかと思いますが、1回目が何冊であったか、2回目で確かちょっと増えたような気がするんですが。それと、町でわかるのかどうかわかりませんが、この回収率といいますか、どこか仕舞い込んで忘れちゃっているよという方も多分いらっしゃると思うんですが、その回収率等がわかれればお願いしたいと思います。

議長（中根幸男君）長野産業課長。

（長野了君）産業課長です。

加藤議員の商品券に係るご質問でございます。過去のと比べて冊数はどうかということです。まず、令和2年度のプレミアム商品券については、6,000冊でございます。プレミアム率は、変わらず30パーセントということです。令和3年度についても、プレミアム率は30パーセント、発行枚数が令和3年度は8,000冊、今回と同様でございます。

それこそ仕舞い込んでいた商品券があるじゃないかということでございますけれども、換金率というところで見れば良いのかなとは思います。令和2年度については、やはり100パーセントというわけにはいかず、99.59パーセントと聞いております。令和3年度については、99.73パーセントということでございます。以上です。

議長（中根幸男君）他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員（西田彰君）三点ほどあります。

今、質問のありましたプレミアム商品券の関係ですけども、専決処分の中で非課税世帯の皆さんに生活支援ということで出されたのと対照にしてみますと、今回30パーセントの上乗せがあるということで、1世帯5冊まで購入可能と。そうすると、1万5,000

円の余裕が出てきます。それからいくと、非課税世帯の人たちは当然お金がなかなか厳しいよという中で、こういったものはあまり買えないように思うんですが、これが悪いということではありませんが、これを見るともう少しそういった非課税世帯にかかってしまうような世帯への支援が必要かなと感じています。その辺例えばA・B券ってなっていますけども、果たして買うかどうかはわかりませんが、5,000円で1万3000円買えるとか、そういうものを考えるのも必要かなと思いました。なかなかそれは難しいよということになるかもしれません、もし担当課でもそういうことも考えてみるとことであれば、お答えいただければと思います。

それから、被災復旧事業ですが、とりあえず今仮復旧ということで進んでいます。ただ、町民にしてみますと、早く復旧していただきたいなというのは誰しもが思うところで、本復旧となるとかなり時間もかかるわけですが、それぞれの担当課では、目途としてどれぐらいまでに本復旧ができるのかということを考えているか、もし考えていれば教えていただきたい。

それからもう一点、10ページの中段の公共土木施設の中に、片瀬橋の東に昔、避病院があった跡地が町有地になっているわけですけども、ある事業者が土地を借りて太陽光発電をやっています。現状、もう崩れて壁も崩れてしまっている、基礎も一部むき出しへになってしまっているということで、おそらく今これ太陽光止めであると思うんですが、これは何か事業者と復旧や費用、また仮に補償するのか。その辺はわかりませんが、何か話し合いがされているのかどうか。話がされていれば、どのような話し合いになつてているのか、わかれれば教えていただきたい。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

産業課長

(長野 了君) 産業課長です。

西田議員のご質問、まずは商品券に係るご質問でございます。

今ご発言があったように、要はなかなか手持ちのお金がない人

に対してもということかなと思います。施策の整理といたしますと、プレミアム商品券につきましては、産業課としては主に中小企業の支援にはなるんですが、それプラス加藤議員からご発言があったように、価格高騰がある中で全ての消費者、町民等を対象にこういった機会を設けて、それこそ年末年始でございますので、出費がかさむ時期に合わせてこういった施策をとっているということでございます。

要はプレミアム率を少し上げてはどうかと言ったこともございます。この商品券については、それこそ商工会からこういった事業をやりたいということを受けて、補助事業を構築しているわけでございます。そういう中でプレミアム率、他市町等も比較、検討はさせていただいたところでございます。袋井市については、20パーセント。掛川市については、紙の媒体だと80パーセント、デジタルだと100パーセント。磐田市については、40パーセント。菊川市については、100パーセント。御前崎市については、50パーセントという形でございます。それこそ例えばそれぞれ、プレミアム率20パーセントの袋井市等を見ると、ここは1人5冊までございますので、プレミアムの分となるとそれこそ5掛ける2,000円分がプレミアムに、1万円で1万2,000円分の商品が買えるので1万円。掛川市さんも結局プレミアム率は高いんですけども、1世帯2冊までになっています。これプレミアム分をそれに掛けると、ここも約1万円ぐらいになるんですよね。磐田市さんについても、40パーセントでここは5セットで2万円ぐらいにプレミアム分になります。菊川市さんは100パーセントなんんですけど、ここはプレミアム分が5,000円になっています。なので5,000円で1万円分の商品券がくるってことになるんですが、ここも1世帯2セットまでで、プレミアム分を考えると1万円。あと御前崎さんについては、同じように計算するとプレミアム分が4,000円で1世帯2セットまでなので、8,000円分がプレミアム。それと比較すると、森町は3,000円分で5セットなら1万5,000円というこ

とになりますので、周辺の他市町と比べても、世帯にかかるプレミアム分の金額というのは同じ。それこそ100パーセントでも、やはり1万円分しか付かないでということを比べると、適切な範囲なのかなというように考えております。なのでそこは施策の仕分けとして、低所得者の分は低所得者の分で5万円給付しますよ。プレミアム商品券については希望者、あくまでも希望者ですので、希望者がそのプレミアム分がお得だと思えば買いに行くと言った施策の整理になるのかなと思っています。

それで、本復旧の目途ということでございます。産業課が所管する農業、林業分野の災害を受けた箇所に対して、それこそ工事費でかかる分というのは概ね公共災害でやる分とそうじやない分、それはちょっと小規模な部分でございますけども、公共災害になればそれこそやっぱり査定を受けて、大きな額でございますのでその分がやはり財政圧迫するということを考えれば、公共債を充ててもらって、補助率の中でしっかりと整備をしていくといった形になろうかと思います。そこは仕分けをして、そういう大きなものについては、公共債を活用した形でやっていくと。あとはそれに充てないものについては単費なりと言った中で、まずは除去をして、仮復旧イコール本復旧になるものもあれば、あくまでやはり仮復旧して少しちた工事を追加するものもあるのかなとは思っていますが、その本復旧に関しては、スケジュールとすると12月中旬ぐらいに査定を受けますので、それを受けたからの入札といった形になります。

実際にそれを受けたからどういった動きになるのかなというのも想定しますと、やはり業者さんも限られてくるもんですから、どこまで今年度中に手をつけられるのかといったところは少し不透明かなというように思っています。本復旧をするその公共事業債を充ててやるものについても、そこを例えれば農道ならお茶なり何なりをやらなきやいけない道路で、やはりそこはどうしても通りたいと言った場合は、まずはその必要な時期に仮復旧をしてと

りあえず道路を通すと。例えばお茶の時期が過ぎてから、それは耕作者と相談して、最終的な本工事に移っていくかというところを現段階でいろいろ検討しているところでございます。例えば農道、林道に関して、どこまで皆さんにご迷惑をかけずに済むかといったところを踏まえながら、そういった工事の段取りといったものを組んでいくという現段階に今なっているというところでございます。以上です。

議長
建設課長

(中根幸男君) 中村建設課長。

(中村安宏君) 建設課長です。

西田議員のご質問の二番目の災害復旧のご質問でございますけれども、建設課がこの9号補正で計上しておりますのは、手数料というところで予算をお願いしております。この手数料で施工する災害復旧に関しましては、基本、崩土を取ったり倒木を片付けたりということで、それで終了してしまうというようなものがほとんどのもんですから、仮復旧という形ではなくて、この手数料の中では本復旧というようなことでやっていきたいと考えております。

参考ですけれども、今まで発災から1か月ほど経っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり286というような箇所数で災害が発生しておりますし、今この補助災害で対応するもの以外につきましては、約270か所ほどありますけれども、これは手数料の中で対応していきたいと考えております。今現在ですけれども、この270か所について作業依頼はあらかた終わって、業者に対して作業依頼をするということ自体は終わっております。業者も限られておりますので、順次作業を進めていただいておりますけれども、現在のところ140か所程度が完了しているということでございます。約6割弱の率になると思います。今後、この残りの分に関しては、優先順位などを考えまして、順次対応していくということで聞いております。参考に産業課と同様、建設課におきましては7号補正で補助災害の委託をお願いしております

て、この委託の作業を進めながら災害査定に備えるということをございます。

今後の予定といたしましては、測量設計を急ぎまして、12月中旬から下旬にかけまして国の災害査定がありますので、それを受けとることになります。並行して工事費の積算は行いたいと思っておりまして、可能な限り12月の補正に予算措置をお願いするような行程で進めていきたいと考えております。その後は、なるべく早期に工事発注を心がけまして、ただ先ほど産業課長からもありましたとおり、これを全て年内に完了させるというのではなくなかなか厳しいのではないかという見込みをしております。繰越などを視野に入れまして、来年の雨季前にはあらかた完了させられるような行程を組んで進めたいと思っております。以上です。

議長　（中根幸男君）町長、太田康雄君。

町長　（太田康雄君）西田議員の三点目のご質問、一宮地区、片瀬地内の町有地の件だと思いますけれども、それにつきましては、先ほど7号補正、専決のところでその予算を11款3項1目、その他公共施設等災害復旧費の中に含まれております。箇所については、提案理由で一宮地区片瀬地内及び森地区、天宮地内の町有地ということでご説明をしておりますので、本72号議案の部分ではございません。

議長　（中根幸男君）11番、西田彰君。

11番議員　（西田彰君）間違えまして申し訳ありません。

今回、被災した水田とか畑は、ほとんどが民地で、この産業課の農業用施設災害復旧事業で、どの程度まで所有者に負担がかからないような復旧がされるのか、それだけちょっと。特に酷く土砂が入ったところは、もう来年からできないのではないかというようなお話を聞いておりますし、森町が農業を中心に進んでいる町として、これ以上の農業離れはなるべく避けたいなというように考えているんですが、その辺どうでしょうか。

議長　（中根幸男君）長野産業課長。

産業課長

(長野 了君) 産業課長です。今の西田議員のご質問にお答えいたします。

それこそ今ご発言があったように、河川が切れて水田に土砂が入ったり、例えば河川が切れなくても山から土砂が入ったり、いろんなパターンの事例がございます。その中で現地を見て、やはり酷いところについては、当然お認めいただければ、専決でご承認いただいた手数料、またこの補正予算の中で計上させていただいている手数料等ができるだけ対応していきたいというようには考えています。

その中でやはりどこまでできるかというのと、あとは耕作者等とまた調整をして、どこまで復旧したいかというか、どのようにしたいかといったところを聞き取りながらやっていきたいと思っていますが、それこそたくさんの量でございますので、できるだけ被害が大きいところからはやっていきたいなとは思っていますが、細かいところでは、当然水田については、ある意味幸いなことに今この水田の耕作する時期ではないので、ある意味助かった部分。あとはまだ水田が入って稲が生えてて被害が出た部分等あります。そういったところが、来年の作付等にできるだけ間に合うようには対応していきたいなと思っています。

もう一つ、作物等への被害とかそういったことに関しては、別に国や県から調査が来ております。その被害調査のボリュームを踏まえて、国・県でもどういった支援ができるかというのは検討しているというのは情報で入ってきていますが、まだそういう段階でございますので、具体的にも支援があるのかないのか、どこまでのボリュームだったら支援があるのかといったところについては、まだ不透明でございます。

それと農業共済といった部分もございますので、例えばメロン農家等については、被害が特に一宮地区とか米倉地区について大きいということも把握しております、どういったことで共済の方とも会議がありましたので聞き取りして、一応共済の方に対象

にはなるけども、やはり減価償却とかあるので新しい機械にしようとしたときに、全てが共済の中で担保されるかというと、なかなか難しいところはあるよといったお話を聞いております。

そういう中で、先ほど申し上げましたように被害調査を踏まえた国や県の支援がどこまで出てくるのかというのも見極めて、どういった対応ができるのかと。西田議員おっしゃったように、農業に関して森町の大事な産業でございますので、町としてどこまで支援ができるか。要は今回の災害に関しては、それこそ豪雨ということで避けられない、耕作者がいくら努力しても避けられない事態でございますので、崩土の除去に関しては、細かいところとか、基本ある程度自力でやっていただきたい部分は当然出てくるとは思います。あとは逆に言うと、先ほどちょっと発言があったように、もう自分でやられた方も実際これまでにもいらっしゃいますので、そういう方々とのバランスも、もう一方で僕らは考えなきやいけないので、そういうところも踏まえて検討して進めていきたいなと考えております。以上です。

議長　（中根幸男君）ここでしばらく休憩します。

（午後2時02分～午後2時10分休憩）

議長　（中根幸男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長　（中根幸男君）「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長　（中根幸男君）「討論なし」と認めます。

これから議案第72号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第73号「令和4年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫君) 6番、岡戸です。五点ほどありますけど、分けてお伺いします。

まず最初に、この三倉の簡易水道の災害復旧ということで、一つ目は今回の大水で三倉小学校の方へ戻る、供給する配管も破損していたということを聞いていますけれども、それもこの復旧費の中に入っているのかということ。

それともう一つ、本当の沢の水源のタンクも土砂で今ほぼ埋まっている状況なので、それについての復旧も含まれているのかということ。

それと三つ目、今現在、仮配管で供給をやっていただきました。大変助かっておりますけれども、本復旧に向けて先ほど埋設ということで、一応160メートルということで伺いました。そうすると160メートルって聞きますと、タンクを起点としますとその終点をどこまでを見ているのか。今現在の駐車場のところ、そこまでを言っているのか。それとは別にもう少し延長して埋めるのかという、この三つをまずお伺いします。

議長 (中根幸男君) 岡本上下水道課長。

上下水道課長 (岡本教夫君) 上下水道課長です。ただ今の岡戸議員のご質問にお答えいたします。

まず一点目の三倉小への配管はというご質問でございますが、今三倉川の河川の中にポリ管がぶら下がっているような状況になっていますが、あの管は三倉小への排水管ではないものですから、今、実際に三倉小の水栓をひねると、水は出る状態となっております。ですので、三倉小への配管の復旧費はこの中には含まれて

ございません。

それから二点目の水源の状況というところで、特に第一水源のタンクがだいぶ土砂が詰まっているということで、そこは一回町内会長さんとも話をしたんですが、一度町内会でやってみてくれるよということがございました。それから今、二号水源のタンクについては、タンクがちょっと傾いたり下がったりしているもんですから、そこにつきましては、まずちょっと我々の直営ができる範囲でやってみたらどうかということで今話をしていまして、今月末にちょっとやろうかということで、今段取りをしております。

それから三点目の延長の範囲ですけれども、観音堂の下の駐車場のところから県道沿いにずっと埋設していきまして、配水池への登り口、コンクリート舗装になっているところの下にずっと入れていまして、配水池の口元までという延長が160メートルの布設範囲ということでございます。以上です。

議 長

6番議員

(中根 幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸 章夫 君) 最初の今の質問のところで聞き忘れたんですけれども、本復旧の大体の工事の完了予定をまず教えていただきたい。

それと、もともとここが元の配管がなぜ使えなくなったかというのは、あそこの三倉のちょうど岩切観音様があるところの裏山が崩れたことによって、従来通っていた配管が破損してしまったということで、そこから漏れてしまっているということなんですねけれども、あそこのところは原状復帰はどのような形を考えているのか。管轄が水道課さんなのかどこなのかわかりませんけれども。あそこが崩れたことによって配管も切れて、観音様も今崩れてしまったということなので、観音様は地元で対処すべきかなとは思うんですけども、それを取ったとしても、その崩れかかったところをどうするのか。現状のまま放置しておくのかとか、そこら辺の原状復帰のことで、もしわかれればお聞きしたい。

あともう一つは財源ですけれども、町債にて対応ということでありますけれども、これも先ほどお伺いしました激甚災害の中で使えるものがあれば使えたらいいなとは思うんですけども、私も項目を見た中で水道にかかるような内容がちょっと出ていなかったので、広く公共土木施設等という中に含まれるのであれば、それもそうなのかなと思いますけれども、そこら辺どう考えておられるのかお伺いします。

議 長
上下水道
課 長

(中根 幸男 君) 岡本上下水道課長。

(岡本 教夫 君) 上下水道課長です。岡戸議員のご質問にお答えいたします。

まず、本復旧の完了の目処ということでございますが、これで予算をお認めいただければ、来月中に設計図面、設計図書を作成しまして、指名委員会にかけて入札という流れでいきたいなと思います。できれば1月中には復旧させたいと。凍結の関係もあるもんですから、1月末と2月頭と言うとやっぱりその辺の危険がありますので、そこら辺までには埋設は終わらせたいという考えでおります。

それから法面のことですが、こちらは国土調査には多分入ったと思うんですが、建設課で見せてもらった資料では、民有地でもあるもんですから我々で手を出しにくいというのがあります。何でその管がまた破断したかというと、創設のときからその管は更新されていない管で、古い石綿管がその法面は残っていたというのも原因の一つだったんじゃないかなと思います。物は工事の中で撤去しますけれども、法面の復旧までは我々ではちょっと対処できないものですから、そこについてはまた部署が違うかも知れないんですけど、また違うところに話が行くのかなというところで考えております。

それから財源ですけれども、地方公営企業災害復旧事業債という起債がございまして、今後、利率とか償還年を何年にするとかという協議はまたしなきやいかんですけれども、そういう起債が

あるということは聞いておりますので、これを使っていいかどうかということで今考えています。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第74号「物品売買変更契約の締結について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、加藤久幸君。

7番 (加藤久幸君) 7番、加藤でございます。

これは児童生徒数1,267人分を予備も含めて1,300組の机と椅子を発注したことだと思いますが、もう少しこれについての詳細をお願いしたいと思います。

議長 (中根幸男君) 塩澤学校教育課長。

学校教育課長 (塩澤由記弥君) 学校教育課長です。

ただ今の加藤議員のご質問でございます、当初予定していた1,300組の詳細ということでございます。

ご案内のとおり、児童生徒数が1,267名います。それぞれの学校において、飯田小176組、宮園小282組、森小405組、旭中238組、森中199組を想定しまして、残りの33組につきましては、各学校

で予備として配置をするということで、平均して6組ぐらいになりますけれども、それらを各学校に配置するというような想定で設計をさせていただいておりました。以上です。

議長

(中根幸男君) 7番、加藤久幸君。

7番議員

(加藤久幸君) それで不足分が生じたと。その不足分については、特別支援学級に在籍する児童生徒の数の分が不足したことだと思います。この不足分について、いつこれが不足したということがわかったのか。発注時点では、特別支援学級の児童生徒さんが両方にダブルということはわかつていなかったのか、そこら辺を伺いたいと思います。

議長

(中根幸男君) 塩澤学校教育課長。

学校教育
課長

(塩澤由記弥君) 学校教育課長です。ただ今の加藤議員の再質問にお答えいたします。

発注の当時、今回のこの不足分をどのように捉えていたかというようなご質問だと思います。先ほど来説明させていただきましたように、児童生徒一人一台、日常的に使用している机を新しい抗ウイルス仕様のものに替えるというような事業で取り組んでおります。学校におきましては、実際に通常在籍するクラスの他に学習室でありますとか、通級指導教室でありますとか、他にも教室があるので一人一つずつの机と椅子のセットというのは、普通に過ごす級以外にも複数ございます。

また、万が一の破損であるとかに備える予備でありますとか、行事のときに使うようなものも含めまして、各学校においてプラスアルファの机・椅子というのは保管をしているというような現状もあります。

今回の事業につきましては、やはりコロナ対応の徹底を図るというようなことで、一人一組に通常に使用している机・椅子を替えるというようなものでございます。従いまして、特別支援学級も在籍するクラスの机は、当然替えるということで考えております。学校において実情を検証する中で、通常は特別支援学級の生

徒は在籍するクラスで授業は受けるんですけども、週に何回かは通常級へ行って授業を受けることもある。そういうことを想定しますと、やはり同じ一つの通常のクラスの中に新しい机と、少ないですけれども今までの机が混在してしまうといいますか、そういうことになりますと、やはり先生のコロナ対応の負担でありますとか、子供たちの「なんで僕の机だけ昔のままなのか。」というような感情もあるということもありますので、コロナ対応の更なる徹底を図るためにも、追加をして特別支援学級の子供さんには両方に机を置いた方がより効果が上がるというような判断をさせていただきまして、追加の補正をお願いしているところでございます。

この事態を発注のときにわからなかつたというようなご質問でございますけれども、あくまで児童生徒一人一台、机と椅子の一组というようなことで設計をしていましたので、混在をするということについては特に考えておりませんでした。

議長

7番議員

(中根幸男君) 7番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) 何か曖昧の答弁ですが、この発注のときにその辺の配慮ということは考えられなかつたんですか。これ私最後になりますけども、そこは当然ながら発注時点で配慮はするべきだと思うんですが、私だけ、僕だけ机が違うと。そこは児童生徒さんに寄り添つていれば、発注時点でわかるはずだと思うんですがどうでしょう。

議長

教育長

(中根幸男君) 教育長、比奈地敏彦君。

(比奈地敏彦君) 加藤議員の再質にお答えさせていただきます。

今議員ご指摘のとおり、私達の把握の仕方の甘さというところに尽きると思います。先ほど課長が答弁しましたように、日常的に特別支援の皆さんの中の椅子は替えないじゃなくて替えてあるわけですけど、それがときどきというか、1日の生活の中で全てじゃないですけども、1時間でも2時間でも行くという部分の意識の

中で、そこも机がいるんだ、椅子がいるんだという部分での配慮というか、その把握の仕方が甘かったというところについては、真摯にお詫び申し上げたいと思います。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第74号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年10月森町議会臨時会を閉会します。

(午後 2時30分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和4年10月21日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上